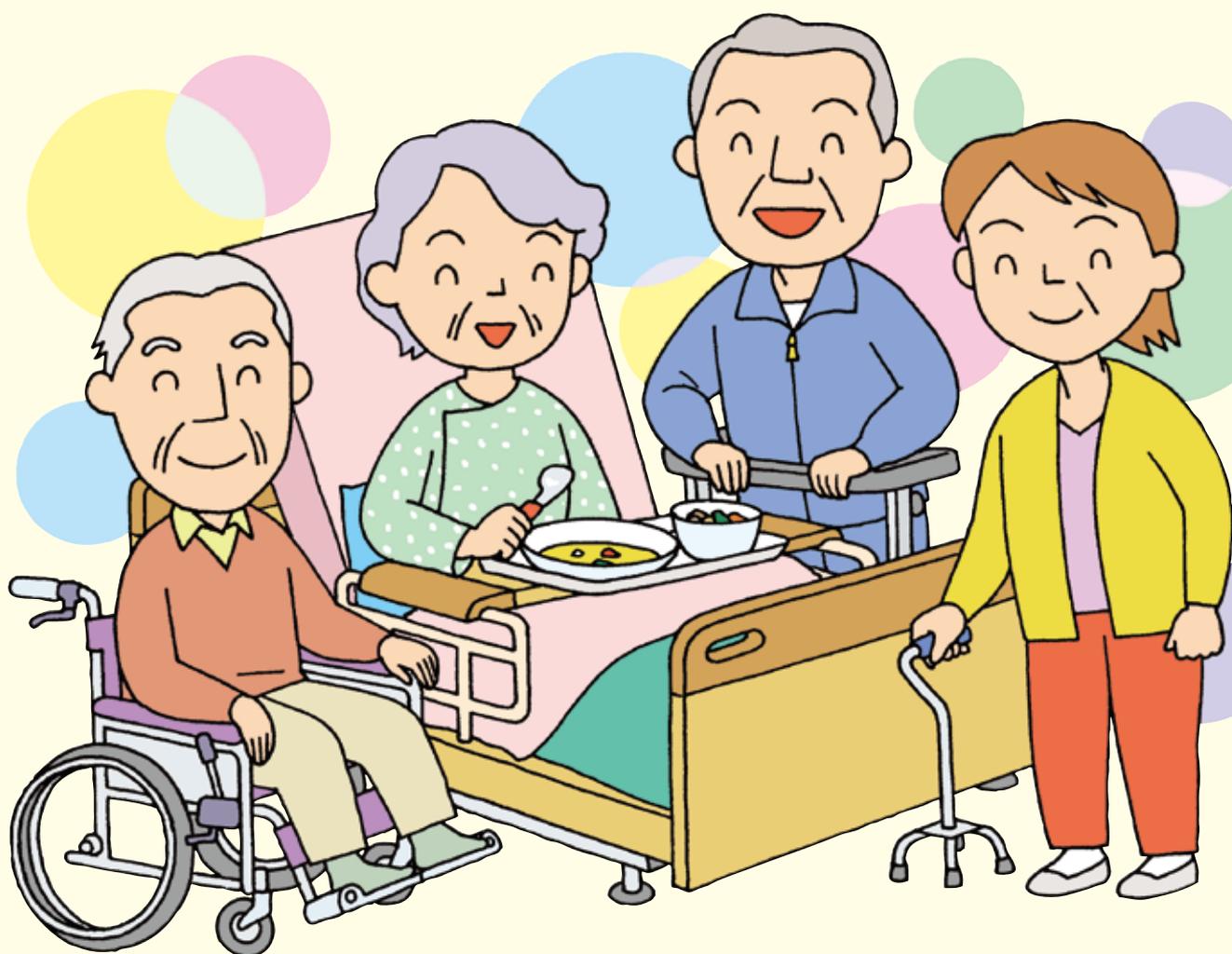


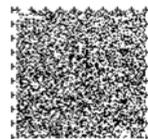
介護保険のサービスで 利用できる福祉用具



介護が必要になったときなど、福祉用具を利用することで、日常生活の自立を助けることが可能となります。また、介護する方の負担が軽減されることも、大きなメリットです。

しかし、人間のからだは使わないと衰えていくため、安易に福祉用具に頼るのではなく、自分のからだの状態と目的に合った福祉用具を選択することが大切です。

介護保険では、一定の福祉用具がレンタル（貸与）あるいは購入費支給の対象になっていますので、自立した生活の一助として上手に利用してください。



レンタルの対象となる福祉用具

福祉用具のレンタル（貸与）については、ケアプラン作成の際に使用期間をあらかじめ限定し、定期的に状態にあわせ必要性を見直します。

要支援1から要介護1の人はA印、要支援1から要介護3の人はC印の福祉用具は、国が定めている「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」に基づき、その状態像から利用が想定しにくいいため、原則として介護保険の給付の対象となりません。しかし、国の定めている福祉用具が必要とされる状態像に該当する場合や、医師の意見に基づき必要と判断された場合は、例外的に給付の対象となることがあります。詳しくは担当ケアマネジャー、またはいきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）にお尋ねください。

A 要介護2～5の認定を受けた人の対象用具 **B** 要支援または要介護の認定を受けた人の対象用具 **C** 要介護4・5の認定を受けた人の対象用具

令和6年4月から

次の福祉用具は

レンタルで利用するか

購入して利用するか

選択することができます。

- 固定用スロープ ● 歩行器（歩行車を除く）
- 歩行補助つえ（松葉づえを除く）

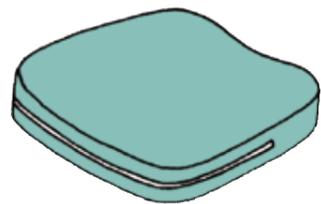
レンタルまたは購入した場合の費用については裏表紙をご覧ください。

A 車いす



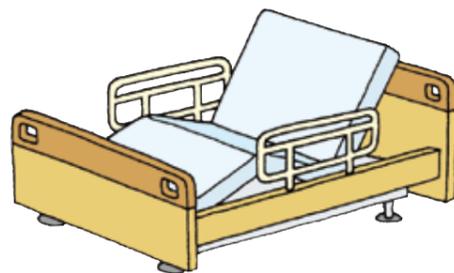
1. 自走用標準型車いす
2. 普通型電動車いす
3. 介助用標準型車いす

A 車いす付属品



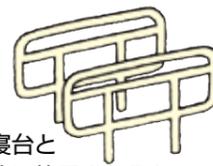
- 車いすと一体的に使用されるもの
1. クッションまたはパッド
 2. 電動補助装置
 3. 車いすに装着するテーブル
 4. ブレーキ

A 特殊寝台（介護ベッド）



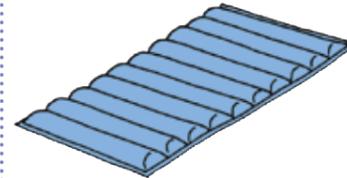
サイドレール付き、あるいは取り付け可能なものであって、傾斜角度の調節機能あるいは昇降機能があるもの

A 特殊寝台付属品



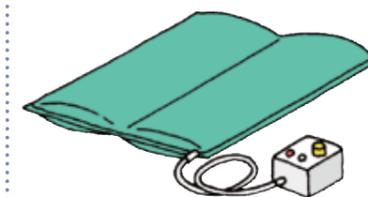
- 特殊寝台と一体的に使用されるもの
1. サイドレール
 2. マットレス
 3. ベッド用手すり
 4. テーブル
 5. スライディングボード・スライディングマット
 6. 介助用ベルト（入浴介助用以外のもの）

A 床ずれ防止用具



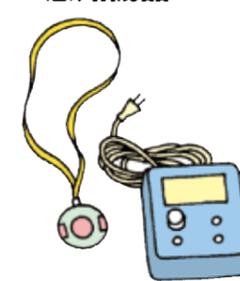
- 体圧を分散させ圧迫部位への圧力を減じるもの
1. エアーマット
 2. その他の材質の全身用マット

A 体位変換器



からだの下に入れて、あおむけから横向きまたは座った姿勢へ体位変換をする空気パッド等（起き上がり補助装置を含む）
※体位の保持のみを目的とするクッション等は除く

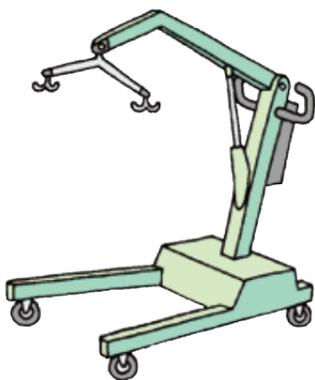
A 認知症老人徘徊感知機器



屋外に出ようとしたときなど、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの（離床センサーを含む）

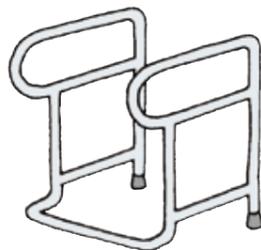
A 移動用リフト（つり具の部分を除く）

1. 床走行式（階段移動用リフトを含む）
2. 固定式（居室、浴室、浴槽などに固定。垂直移動の入浴用リフトを含む）
3. 据置式（段差解消機、立ち上がり用いすを含む）
（いずれも取り付けに住宅改修を必要としないものが対象）



●つり具の部分は、福祉用具購入となります。

B 手すり



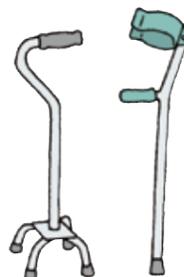
床にすえ置いて使用するもの等、取り付け工事を必要としないもの

B スロープ



段差を解消するためのもので、取り付け工事を必要としないもの

B 歩行補助つえ



1. 松葉づえ
2. カナディアン・クラッチ
3. ロフトランド・クラッチ
4. プラットホーム・クラッチ
5. 多点つえ

B 歩行器

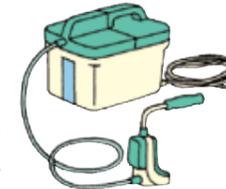


移動時に体重を支え、歩行を補助するもの

1. 車輪があるものは、からだの前および左右を囲むとつて等があるもの
2. 四脚があるものは、上肢で保持して移動させることが可能なもの

なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能（自動制御等の機能）が付加されたもので、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち2つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含みます。

C 自動排泄処理装置



次の要件をすべて満たすもの

- ・尿または便が自動的に吸引されるもの
- ・尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの
- ・要介護者またはその介護を行う人が容易に使用できるもの

※尿のみを自動的に吸引する機能のものはBの人がご利用できます。

●交換可能部品（レシーバーなど）は福祉用具購入となります。

購入費支給の対象となる福祉用具

※利用者の心身の状況などから、利用が想定しにくい用具は、支給の対象にならない場合があります。また、購入予定の福祉用具と同種の福祉用具を過去に介護保険を利用して購入したことがある場合は、支給の対象とならない場合がありますので事前にご確認ください。

腰掛便座

1. 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む）
2. 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
3. 電動式またはスプリング式で、便座から立ち上がる際に補助する機能があるもの
4. ポータブルトイレ（水洗機能を有するものを含み、室内で利用できるものに限る）ただし、設置に要する費用については給付対象外



入浴補助用具

1. 入浴用いす
2. 浴槽用手すり
3. 浴槽内いす
4. 入浴台（バスボード）
5. 浴室内すのこ
6. 浴槽内すのこ
7. 入浴用介助ベルト

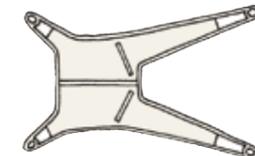


簡易浴槽



空気式または折りたたみ式などで容易に移動でき、居室で入浴可能なもの

移動用リフトのつり具の部分



身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

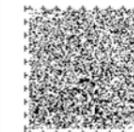
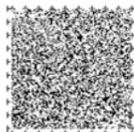
自動排泄処理装置の交換可能部品

- 次の要件をすべて満たすもの
- ・レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの
 - ・要介護者またはその介護を行う人が容易に交換できるもの
- ※専用パッド等排泄の都度消費するものや専用パンツ等の関連製品は除く。



排泄予測支援機器

利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を要介護者またはその介護を行う人に通知するもの。



福祉用具の利用方法 (要支援1・2または要介護1～5と認定され、在宅で福祉用具を利用する人が対象となります。)

レンタルで利用 (福祉用具貸与)

費用	レンタル (貸与) にかかる費用の1割、2割、または3割を利用者が負担します。他の介護保険の在宅サービスとあわせ、要介護状態区分別に1か月に利用できる支給限度額が決まっています。
利用のしかた	利用の際は担当のケアマネジャーなどに相談し、作成されたケアプランに基づいて指定 (介護予防) 福祉用具貸与事業者から日常生活の自立を助けるための福祉用具がレンタル (貸与) されます。

購入して利用 (福祉用具購入費の支給)

費用	要介護状態区分にかかわらず、1年間 (4月から翌年3月まで) に10万円 (保険給付は9万円、8万円、または7万円まで) を支給限度として利用できます。 福祉用具購入費の支給には、「償還払い」と「受領委任払い」があります。			
	<table><tr><td>償還払いの場合</td><td>利用者が費用の全額をいったん事業者に支払い、後から保険給付分 (費用の9割、8割、または7割) が利用者に支払われます。</td></tr><tr><td>受領委任払いの場合</td><td>利用者が費用の1割、2割、または3割を事業者に支払い、保険給付分 (費用の9割、8割、または7割) が利用者の委任を受けた事業者を支払われます。</td></tr></table> <p>※受領委任払いを利用する場合は、あらかじめ事業者の承諾が必要です。 ※福祉用具購入費の受領委任払いは、購入した事業者が福岡県または福岡市、北九州市、久留米市のいずれかから指定を受けた特定 (介護予防) 福祉用具販売事業者の場合に限ります。</p>	償還払いの場合	利用者が費用の全額をいったん事業者に支払い、後から保険給付分 (費用の9割、8割、または7割) が利用者に支払われます。	受領委任払いの場合
償還払いの場合	利用者が費用の全額をいったん事業者に支払い、後から保険給付分 (費用の9割、8割、または7割) が利用者に支払われます。			
受領委任払いの場合	利用者が費用の1割、2割、または3割を事業者に支払い、保険給付分 (費用の9割、8割、または7割) が利用者の委任を受けた事業者を支払われます。			
利用のしかた	担当のケアマネジャーや、指定特定 (介護予防) 福祉用具販売事業者の福祉用具専門相談員に相談し、身体状況に適した福祉用具を購入します。 購入後、お住まいの区の福祉・介護保険課へ申請してください。 ※国が運営する「びったりサービス (マイナポータル) の電子申請機能」により、マイナンバーカードを用いた電子申請も可能です。 ※指定を受けた事業者以外から購入した場合、介護保険の対象となりませんのでご注意ください。			
	【申請に必要な書類】 <ul style="list-style-type: none">領収書 (宛名は被保険者本人)パンフレット (福祉用具の概要を記載した書類)申請書 (区役所にあります)同意書 (申請書提出が本人又は同一世帯の方でない場合に必要)振込口座通帳のコピー (受領委任払いの場合は不要) ※購入する福祉用具によっては、上記の他に追加に必要な書類があります。詳しくは下記へお問い合わせください。			

介護保険の福祉用具に関するお問い合わせは、お住まいの区の保健福祉センター「福祉・介護保険課」へ

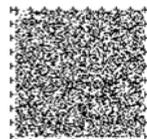
受付時間：8：45～17：15 (月～金、ただし祝日・年末年始は除く)

区名	☎ 電話	FAX (ファクス)	所在地
東区	645-1069	631-2191	〒812-8653 東区箱崎2丁目54の1
博多区	419-1081	441-1455	〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8の1
中央区	718-1102	771-4955	〒810-8622 中央区大名2丁目5の31
南区	559-5125	512-8811	〒815-0032 南区塩原3丁目25の3
城南区	833-4105	822-2133	〒814-0192 城南区鳥飼6丁目1の1
早良区	833-4355	846-8428	〒814-8501 早良区百道2丁目1の1
西区	895-7066	881-5874	〒819-8501 西区内浜1丁目4の1

介護保険要介護認定に関するお問い合わせは、「福岡市要介護認定事務センター」へ

受付時間：9：00～17：30 (月～金、ただし祝日・年末年始は除く)

電話 (092) 711-6030 FAX (092) 711-6524



介護保険に関することは、福岡市のホームページでもご覧になれます。

ホームページ

福岡市 介護保険

検索



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

発行 / 令和6年5月 福岡市福祉局介護保険課